

最近の政府の重要方針における文化関係の主な記述について

経済財政運営と改革の基本方針 2017（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）

第 2 章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

1. 働き方改革と人材投資を通じた生涯現役社会の実現

（1）働き方改革

⑤ 外国人材の受入れ

高度外国人材を更に積極的に受け入れるため、企業における職務等の明確化と公正な評価・処遇の推進、英語等でも活躍できる環境など就労環境の整備、日本語教育の充実など生活面の環境整備、マッチング支援、日本版高度外国人材グリーンカードの活用等を進める。

2. 成長戦略の加速等

（5）新たな有望成長市場の創出・拡大

① 文化芸術立国

「文化経済戦略（仮称）」を策定し稼ぐ文化への展開を推進するとともに、政策の総合的推進など新たな政策ニーズ対応のための文化庁の機能強化等を図る。2020 年までを文化政策推進重点期間として位置づけ、文化による国家ブランド戦略の構築と文化産業の経済規模（文化 GDP）の拡大に向け取組を推進する。文化芸術活動に対する効果的な支援や子供の体験・学習機会の確保、人材の育成、障害者の文化芸術活動の推進、文化プログラムやジャポニスム 2018¹等の機会を捉えた魅力ある日本文化の発信を進めるとともに、国立文化施設の機能強化、文化財公開・活用に係るセンター機能の整備等による文化財の保存・活用・継承、デジタルアーカイブの構築を図る。

また、我が国の誇るマンガ、アニメ及びゲーム等のメディア芸術の情報拠点等の整備を進める。

明治 150 年関連施策²を推進するとともに、国立公文書館について、展示等の機能の充実に向けて、既存施設との役割分担を図りつつ新たな施設の建設に向けた取組を推進する。

¹ 日仏友好 160 周年に当たる 2018 年、パリを中心に、歌舞伎、能・狂言、雅楽等伝統文化から、現代演劇・美術やマンガ・アニメ展、日本映画等の上映等、官民連携で大規模な日本文化紹介行事を実施。

² 平成 30（2018）年が明治元（1868）年から起算して満 150 年に当たり、明治以降の歩みを次世代に遺す等を目的とした各種施策を推進することとしている。

(6) 海外の成長市場との連携強化

② 戦略的な輸出・観光促進

「安全」・「安心」・「高品質」などの日本に対する評価を「日本ブランド化」するとともに、国内外の拠点も活用し、食、映画、コンテンツ、文化等の日本固有の魅力の創造・発信・展開などクールジャパン戦略を推進し、輸出・観光を促進する。

観光を我が国の基幹産業へと成長させるため、ナイトエンターテインメント、伝統芸能等の外国人向けコンテンツの開発や受入体制の整備などによる新しい観光資源の開拓、国別戦略に基づくプロモーションの高度化、重要な国際学術会議などのMICE³誘致、ビザの戦略的緩和と審査体制の整備等を推進する。また、羽田空港の飛行経路見直しやコンセッション等による空港の機能強化、官民連携による国際クルーズ拠点の形成、革新的な出入国審査などのCIQ⁴の計画的な物的・人的体制整備、上質な宿泊施設の拡充の促進、多様な民泊サービスの健全な普及を図る。さらに、通訳ガイドの質・量の充実、旅行商品の企画・手配を行うランドオペレーターの登録制度の導入、外国人患者受入れ体制やキャッシュレス環境の整備、観光地周辺の公共交通の充実や多言語対応等を推進する。

3. 消費の活性化

(2) 新しい需要の喚起

② 観光・旅行消費の活性化

2020年（平成32年）に訪日外国人旅行者数を4000万人、消費額を8兆円とし、日本人国内旅行消費額を21兆円とする目標⁵の達成等により観光先進国を目指すこととし、政府一丸、官民を挙げて、推進体制を強化し、その早期実現に向けて取り組む⁶。

このため、公的施設の魅力向上と更なる開放を進めるとともに、古民家等を活用したまちづくりを進める。また、国立公園、日本遺産をはじめとする文化財等の景観の優れた観光資源を保全・活用し、着地型旅行商品の造成促進、広域観光周遊ルートの形成促進、地方空港へのLCC⁷等の就航促進、高速交通網の活用による「地方創生回廊」の完備、自転車利用環境の創出等により地方への誘客につなげる。また、観光地域づくりの舵取り役を担う法人（DMO⁸）の形成、官民ファンドの活用による観光地の再生・活性化、宿泊業の生産性向上、観光経営人材育成等により観光産業の革新を図る。

³ 企業会議（Meeting）、企業の報奨・研修旅行（Incentive）、国際会議（Convention）、展示会・イベント（Exhibition/Event）の総称。

⁴ 税関（Customs）、出入国管理（Immigration）、検疫（Quarantine）を包括した略称。

⁵ 「観光立国推進基本計画」（平成29年3月28日閣議決定）及び「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）による。

⁶ 「観光ビジョン実現プログラム2017」（平成29年5月30日観光立国推進閣僚会議決定）に基づく。

⁷ Low Cost Carrier：低コストかつ高頻度の運航を行うことで低運賃の航空サービスを提供する航空会社。

⁸ Destination Management/Marketing Organizationの略。

③ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催に向けた取組

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会やラグビーワールドカップ2019は、日本全体の祭典であり、日本を再興し、レガシーの創出と、日本が持つ力を世界に発信する最高の機会である。その開催に向け、先端技術の利活用を含めた関連情報の収集・分析の強化などセキュリティ・安全安心の確保、円滑な輸送、暑さ・環境への配慮等大会の円滑な準備を進める⁹。また、「復興五輪」の実現、ホストタウンによる地域活性化や国際交流の推進とともに、ボランティア人材の育成・普及、beyond2020プログラム¹⁰等を通じた日本文化の魅力発信、深層学習¹¹による自動翻訳システムの開発・普及、共生社会の実現¹²など大会を通じた新しい日本の創造に関する取組を政府一丸となって、地方自治体・民間企業等と連携しながら進める。関連する施設整備については、必要性、手法等を精査し、計画的な対応を推進する。

アイヌ文化の復興等を促進しつつ、国際親善等に寄与するため、2020年（平成32年）4月までに国立アイヌ民族博物館、国立民族共生公園及び慰霊施設を開設するなど、100万人の来場者実現に向けた民族共生象徴空間の整備・開業準備等を進める。

また、大阪府における2025年国際博覧会の誘致¹³に積極的に取り組む。

第3章 経済・財政一体改革の進捗・推進

3. 主要分野ごとの改革の取組

(2) 社会資本整備等

⑤ PPP／PFIの推進

上下水道等の経営の持続可能性を確保するため、2022年度（平成34年度）までの広域化を推進するための目標を掲げるとともに、「未来投資戦略2017」及び「PPP／PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）」に基づき、コンセッション事業等をはじめ、多様なPPP／PFIの活用を重点的に推進する。また、PPP／PFIを活用した文教施設等の集約化・複合化に向けて、優良事例の横展開等を推進する。

¹⁰ 「2020年オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化を通じた機運醸成策に関する関係府省連絡・調整会議」により決定（平成28年3月）し実施。2020年以降を見据え、多様な団体が実施する共生社会・国際化につながるレガシーを創出する活動等について認証し、そうした取り組みを広く支援する。

第1 ポイント

Ⅱ. Society 5.0に向けた横割課題

Ⅱ—A. 価値の源泉の創出

Ⅱ—(A)—1. データ利活用基盤の構築、徹底したデータ利活用に向けた制度整備

実現のために必要となる主要項目

データ利活用を促す知財・標準化戦略

（主な取組）

- ・ ビッグデータを活用した新規ビジネスを視野に入れた著作権法の柔軟な権利制限規定等の整備、データの不正な取得・使用・提供の禁止、知財の利害関係を調整する裁判外紛争解決手続（ADR）制度の創設、知財訴訟の証拠収集手続の強化等に関し、早期の関連法の改正を含め、必要な措置を講ずる。また、AIの生成過程・生成物に関する知財制度上の整理等を進める。

Ⅲ. 地域経済好循環システムの構築

（中堅・中小企業、サービス産業、農林水産業、観光・スポーツ・文化芸術）

実現のために必要となる主要項目

地域の面的活性化、圏域全体への波及

（主な取組）

＜観光・スポーツ・文化芸術＞

- ・ 赤坂・京都迎賓館や桂離宮を含め、魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放、2020年までに全国200地域での古民家等の再生・活用、8つの国立公園を中心とした国立公園のブランド化、伝統芸能やスポーツイベント等の多言語化や夜間開催など、観光資源の魅力を高める取組を推進する。
- ・ 文化財の更なる公開・活用を促進するため、文化財所有者・管理者からの相談への一元的な対応等を行うセンター機能の整備に取り組むとともに、文化財保護制度について持続的活用の観点から見直しを進める。

第2 具体的施策

Ⅱ Society 5.0に向けた横割課題

A. 価値の源泉の創出

1. データ利活用基盤の構築

(2) 新たに講ずべき具体的施策

ii) 事業者間のデータ流通

- ・イノベーションへの投資を促進するため、著作権法の柔軟な権利制限規定の整備、データの不正取得・使用・提供の禁止等に関し、必要な法制度・対応するガイドラインや契約環境の整備を進める。

2. 知財・標準化戦略の推進、公正な競争環境の確保

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 第4次産業革命に対応した知財・標準化戦略

- ・データ・AIの利活用やイノベーションへの投資が促進されるよう、ビッグデータを活用した新規ビジネスの進展を視野に入れた著作権法の柔軟な権利制限規定を整備し、対応するガイドラインや契約環境の整備を進める。

3. 人材の育成・活用力の強化

(2) 新たに講ずべき具体的施策

iv) 外国人材の活用

② 生活環境の改善

- 必要とする全ての外国人子弟（小・中学生）に日本語と教科の統合指導（JSL (Japanese as a Second Language)カリキュラム）を可能な限り早期に提供するとともに、生活者としての外国人のための日本語教育の充実を加速させる。

B. 価値の最大化を後押しする仕組み

4. 公的サービス・資産の民間開放（PPP/PFIの活用拡大等）

(2) 新たに講ずべき具体的施策

iii) 推進体制の整備・運用のための施策

- ・これらのほか、「アクションプラン」に掲げられた公共施設等運営権方式に係る各取組について、関係省庁が連携しながら実行する。

III 地域経済好循環システムの構築

3. 観光・スポーツ・文化芸術

(1) KPIの主な進捗状況

《KPI》2025年までに、文化GDPを18兆円（GDP比3%程度）に拡大
することを旨とする。
⇒8.8兆円（2015年）

（2）新たに講ずべき具体的施策

産学官連携による文化芸術資源の活用を通じた地域活性化・ブランド力向上やコンテンツを軸とした文化の社会的・経済的価値等の創出に向け、文化庁の機能強化を図りつつ、文化芸術産業の経済規模（文化GDP）及び文化芸術資源の活用による経済波及効果を拡大し、文化芸術・観光・産業が一体となり新たな価値を創出する「稼ぐ文化」への展開を推進する。

地方公共団体や地元企業を巻き込んだ地域ぐるみの取組を法律、予算、税制措置、金融機能等の政策手段を総動員して地域経済牽引事業を後押しし、観光・スポーツ・文化芸術等の地域資源の魅力や関連するサービス産業の付加価値・生産性を向上させることにより、世代を超えた交流人口を拡大し、国内外からより多くの人が何度も長期間にわたり訪れる地域を実現する。

i) 観光

① 観光資源の魅力高め、地方創生の礎に

イ) 文化財の観光資源としての開花

・文化財単体ではなく地域の文化財を一体とした面的整備やネイティブの専門人材を活用した多言語解説などの取組を1,000事業程度実施し、日本遺産をはじめ文化財を中核とする観光拠点を200拠点程度整備する。優良な取組を実施する観光拠点形成のモデルとして、4か所の地域を重点支援する。さらに、VR技術の活用、地方における国宝等の展覧促進によるその保存・活用ノウハウの地方への蓄積、文化財修理の入札等手続の改善を行う。

カ) 古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進

・地域の古民家等の歴史的資源を上質な宿泊施設等に改修し、観光まちづくりの核として面的に再生・活用する取組を、重要伝統的建造物群保存地区や農山村地域を中心に2020年までに全国200地域で展開する。

キ) 新たな観光資源の開拓

・「楽しい国 日本」という新たなブランドの確立に向け、ナイトエンタテインメント、伝統芸能等の新しい外国人向けコンテンツの開発、演劇、スポーツイベント等の多言語化、外国人枠の設定、夜間開催等の受入体制整備を進めるとともに、これらのコンテンツのSNSも活用した情報発信強化のための官民検討会を立ち上げる。また、国立の美術館・博物館について、参加・体験型教育プログラムの充実、多言語化、開館時間の延長等を促進する。

iii) 文化芸術資源を活用した経済活性化

① 文化芸術資源の活用の更なる促進に向けた体制・制度の整備

- ・ 我が国の誇る文化ストックの継承・発展と創造による社会的・経済的価値等の創出に向け、民間部門の創意工夫により新たな需要の創出を図りつつ、文化芸術産業の経済規模（文化 GDP）及び文化芸術資源の活用による経済波及効果を拡大するため、関係省庁の連携により「文化経済戦略（仮称）」を本年中に策定する。
- ・ 文化芸術資源を活用した新たな需要やイノベーションの創出のため、学芸員の質的向上や高度プロデューサー人材等の育成をはじめ、多様な人材の戦略的な育成・確保を図る。
- ・ 文化財の更なる公開・活用を促進するため、地方公共団体、博物館・美術館等の文化財所有者・管理者の相談への一元的な対応や情報発信を行う文化財公開・活用に係るセンター機能の整備に取り組むとともに、文化財保護制度について持続的活用の観点から見直しを進める。文化財の適切な周期での修理・整備・美装化及び防災・防犯に取り組むとともに、ユニークベニューや多言語解説等の優良事例の普及や、VR や「クローン文化財」（高精度な文化財の複製）の技術等を活用した公開を促進するための検討を行う。

② 文化芸術資源を核とした地域活性化・ブランド力向上

- ・ 「上野文化の杜」等をモデルとして、文化クラスター（文化集積地区）創出に向けた地域文化資源の面的・一体的整備を関係省庁が連携して集中的に支援する。文化芸術に対する国・地方の支援策への専門家による助言・審査・評価等（アーツカウンシル機能）の連携・強化、日本遺産のブランド力向上に取り組むとともに、文化施設の多言語対応や夜間開館等の推進に向けたマネジメント改革等を促すガイドラインを本年度中に策定する。
- ・ 「beyond2020 プログラム」の認証組織を拡大すること等により、日本文化の魅力を国内外に発信する「文化プログラム」を全国展開し、地域活性化や共生社会の構築につなげる。また、海外の第一線で活躍する文化人の参画、在外公館やジャパン・ハウスの活用等により、日本文化の国内外への戦略的な発信を強化し、文化による日本ブランドの構築を図る。
- ・ 国際文化交流の祭典の実施を推進する体制の整備等を促進するとともに、2020 年までに、海外派遣される「文化交流使」による発信強化、外国人アーティスト及び著名外国人の招へい等の双方向型の文化交流を強力的に推進する。
- ・ 障害者の文化芸術活動の機会の拡大に向け、文化芸術の作品等に関する説明の提供・創造活動の充実や施設の利用環境の整備、優れた芸術作品を商品化し、その利益を創作者や施設等に還元する取組等を促進する。

③ コンテンツを軸とした文化芸術産業の強化

- ・地域コンテンツの新たな市場開拓のため、急拡大するアジアのコンテンツ市場開拓に向けた各国との官民対話を拡充するとともに、国内外におけるビジネスマッチングイベントの開催や、業界団体等とともにVR/AR等の先進的なコンテンツ技術を活用するためのガイドラインを整備する。
- ・コンテンツ産業や観光の振興、地方創生等につながる映画やマンガ・アニメ・ゲーム等のメディア芸術分野の国内外への発信機能の強化等を図る。
- ・我が国の知的資源・文化芸術資源を一元化し新規ビジネス・サービスを創出するため、各分野でのデジタルアーカイブ化や、国立国会図書館を中心とした分野横断の統合ポータル構築を推進する。

IV 海外の成長市場の取り込み

(2) 新たに講ずべき具体的施策

ii) 日本の魅力をいかす施策

② クールジャパンの推進

- ・映画の海外展開促進のため、「映画の振興施策に関する検討会議報告書」(平成29年3月28日映画の振興施策に関する検討会議決定)に基づき、国際共同製作の基盤整備、内外作品のロケの促進、フィルムセンターの機能強化、映画祭を通じた日本映画等への関心の掘り起こし等を推進する。

まち・ひと・しごと創生基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)

III. 各分野の施策の推進

1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

- ①一次産品や観光資源、文化・スポーツ資源など地域資源・地域特性を活用した「しごと」づくり

【具体的取組】

◎多様な地域の文化資源等を活用した観光の振興

- ・核となる文化財の適切な周期での修理・整備・美装化、美術館や博物館における参加・体験型教育プログラム等への支援、ユニークベニュー等の優良事例普及等について引き続き取り組むとともに、日本遺産のブランド力向上や日本遺産認定地域の質の向上等を促進し、平成32年までに文化財を中核とする観光拠点を200箇所程度整備する(平成29年4月末日時点で日本遺産と歴史文化基本構想を合わせて111箇所)。

②空き店舗、遊休農地、古民家等遊休資産の活用

<概要>

地域に残る古民家等の歴史的資源を上質な宿泊施設やレストランに改修し、観光まちづくりの核として再生・活用する取組を、重要伝統的建造物群保存地区や農山村地域を中心に2020年までに全国200地域で展開する。

【具体的取組】

◎古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進

- ・官民一体の「歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チーム」によるコンサルティングを継続的に実施するほか、料理人等の人材の育成や地方への流動促進に取り組むとともに、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている地方公共団体、日本版DMO候補法人等に対する本取組の周知徹底や意欲ある地域への支援を進めるほか、SNS等オンライン・メディアも活用して海外へ強力に情報発信する。あわせて、地域の相談・要望を踏まえ、関連する規制・制度の改善を進める。

2. 地方への新しいひとの流れをつくる

⑤政府関係機関の地方移転

【具体的取組】

◎政府関係機関移転の着実な推進

- ・中央省庁の地方移転について、文化庁については、地域の文化資源を活用した観光振興や地方創生の拡充に向けた対応の強化、我が国の文化の国際発信力の向上、食文化など生活文化の振興、科学技術を活用した新文化創造や文化政策調査研究など、文化庁に期待される新たな政策ニーズ等に対応できるよう機能強化を図りつつ、京都に全面的に移転する。まず、平成29年4月に京都に設置した文化庁地域文化創生本部において、新たな政策ニーズに対応した事業について、地元の知見等を活かしながら移転の先行的取組を実施する。こうした先行的取組と並行して、文化庁移転協議会における検討を経て、平成29年8月末を目途に本格移転の庁舎の場所を決定する。また、文化庁の機能強化及び抜本的な組織改編を検討し、これに係る文部科学省設置法（平成11年法律第96号）の改正案等を平成30年1月からの通常国会を目途に提出するなど、全面的な移転を計画的・段階的に進めていく。